



資料5及び資料6の参考資料2

総政企第298号

平成28年12月16日

統計委員会委員長

西村清彦 殿

総務大臣

山本 早 苗



諮問第99号

医療施設調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年11月24日付け厚生労働省発政統1124第3号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略





総政企第299号  
平成28年12月16日

統計委員会委員長  
西村清彦 殿

総務大臣  
山本 早 苗



諮問第100号  
患者調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年11月24日付け厚生労働省発政統1124第4号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略



平成28年12月  
総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第99号及び第100号の概要 (医療施設調査及び患者調査の変更)

# 1 医療施設調査の概要

## 調査の目的

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ること。

## 調査の概要

調査の  
沿革

- 昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とし、昭和28年から医療施設調査として毎年実施
- 昭和48年からは、都道府県等を対象に、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に係る情報を把握する「動態調査」を毎月実施。また、昭和50年からは、全ての医療施設を対象に、当該施設の詳細な実態を把握する「静態調査」を3年周期で実施

調査期日

- 【静態調査】平成29年10月1日現在（ただし、一部の調査事項（外来患者数等）については9月中の状況）
- 【動態調査】毎月（1日～月末）

調査範囲  
及び  
報告者数

- 【静態調査】（全数調査）  
①病院 約8,500施設  
②一般診療所 約10万1000施設  
③歯科診療所 約6万9000施設
- 【動態調査】（全数調査）  
都道府県、保健所を設置する市、特別区

調査票  
及び  
調査事項

- 【静態調査（病院票、一般診療所票及び歯科診療所票）】  
開設者、診療科目、設備、従事者数及びその勤務状況、許可病床数、社会保険診療の状況、診療・検査の実施状況 等
- 【動態調査（動態調査票）】  
開設者、診療科目、許可病床数、従事者数 等

調査組織

- 【静態調査】厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者（医療施設）
- 【動態調査】厚生労働省 - 報告者（都道府県） - 報告者（保健所を設置する市・特別区）  
※調査方法⇒（配布）郵送（回収）郵送、オンライン（静態調査は政府統計共同利用システム、動態調査は電子メール（LGWAN））

結果公表

- 【静態調査】調査実施年の翌年10月に公表
- 【動態調査】調査対象月の翌々月下旬に公表

# 2 医療施設調査結果の活用状況（1）

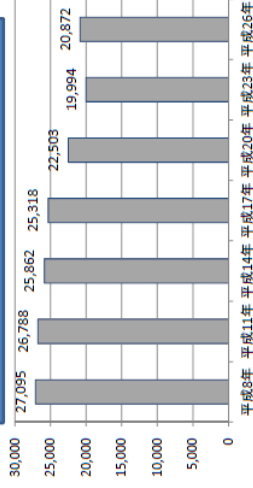
## 行政施策上の利用

### ○ 医療提供体制の確保に関する基本方針（厚生労働省告示）に規定する5疾病・5事業（注1）に必要とされる医療機能（注2）の検討に当たったの基礎資料として利用

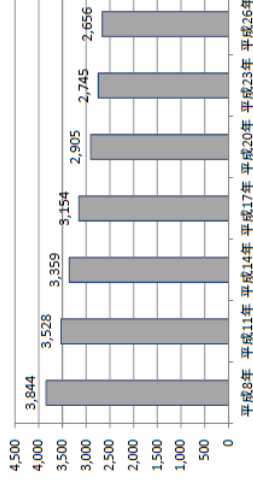
- （注1）5疾病は、①がん、②脳卒中、③急性心筋梗塞、④糖尿病及び⑤精神疾患を、5事業は、①救急医療、②災害時における医療、③へき地の医療、④周産期医療及び⑤小児医療（小児救急医療を含む。）をいう。
- （注2）例えば、小児医療の医療連携体制に係る機能としては、小児の健康状態の相談を行う機能、在宅当番医制、休日夜間急患センターや24時間対応する診療所等初期の小児救急医療を提供する機能、緊急手術や入院を必要とする小児救急患者に医療を提供する機能（発症から外来での通院や入院を経て自宅等に戻るまでの医療の流れ、病態・医療機能に着目した診療実施施設、小児救急医療の提供体制等）等が必要とされる。

### 小児科を標榜している施設数

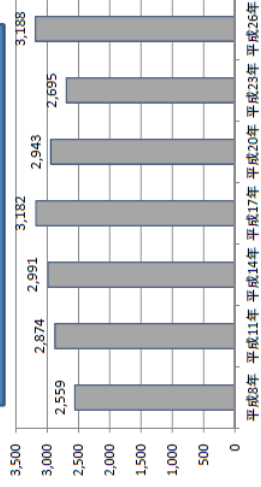
診療所数（主たる診療科が小児科以外の診療所を含む）



病院数



診療所数（主たる診療科が小児科の診療所のみ）



小児科が主たる診療科である医師数

動態場所	H14	H26	増減
総数	14,481	16,758	+2,277
病院	8,429	10,108	+1,679
診療所	6,052	6,650	+598

- 小児科を標榜している病院数は減少している。
- 小児科を主として標榜する診療所の数は横ばいである。
- 病院、診療所に勤務する小児科医師数は増加傾向にある。特に病院小児科については集約化が進んでいると考えられる。

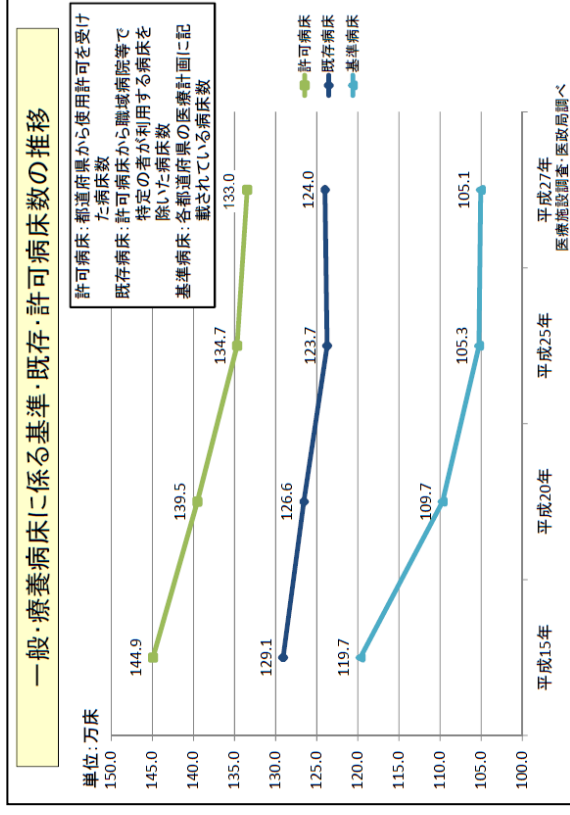
出典) 医療施設数：医療施設(静態)調査  
医師数：医師・歯科医師・薬剤師調査

## 2 医療施設調査結果の活用状況（2）

### 行政施策上の利用

都道府県が「医療計画（注）」を作成する上で重要な技術的事項を示す「医療計画作成指針」（厚生労働省医政局長通知）の策定において、計画期間における基準病床数の考え方などの検討に当たった際の基礎資料として利用

（注）医療法に基づき、都道府県が地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るために作成する行政計画。おおむね5年に一度改定。現行の第6次医療計画の計画期間は平成25～29年の5年間。次期の第7次医療計画の計画期間は平成30～35年の6年間で予定



### 他の統計調査への利用

○ 厚生労働省が実施する医療施設を対象とする各種統計調査の報告者を抽出するため  
の母集団情報として利用



# 3-1 医療施設調査の変更(1)

## 【調査事項の変更】

### 【変更内容①】

**【「従事者数」の追加】**  
 病院の職種別従事者数は、従来、病院報告(一般統計調査)において毎年把握していたが、主要な職種については行政記録情報等(注)で把握可能なため、病院報告による把握を中止し、本調査において3年周期での把握に変更〔病院票〕

(注) 医療法に基づく病床機能報告(病棟単位の医療機能の把握)や医療機能情報提供制度(医療情報ネット:医療機能情報の把握・提供)いずれも毎年把握

(36) 従事者数 10月1日現在の数を記入してください。

職	種	常勤		非常勤(常勤換算)		種	職	常勤換算
		「常勤」従事者の人数	「非常勤」従事者の常勤換算した人数(小数点以下第2位四捨五入)	「常勤」従事者の人数	「非常勤」従事者の常勤換算した人数(小数点以下第2位四捨五入)			
01	医師						看護業務補助者	
02	歯科医師						理学療法士(PT)	
							作業療法士(O.T)	
							視覚訓練士	
							言語聴覚士	
							義肢装具士	
							歯科衛生士	
03	薬剤師						歯科技工士	
04	保健師						診療放射線技師	
05	助産師						診療ニッポン 継続技師	
06	看護師						臨床検査技師	
07	准看護師						衛生検査技師	
							臨床工学技士	
							あん摩マッサージ指圧師	
							柔道整復師	
							管理栄養士	
							栄養士	
							精神保健福祉士	
							社会福祉士	
							介護福祉士	
							保育士	
							その他の技術員	
							医療社会事業従事者	
							事務職員	
							その他の職員	

(注) 1) 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める「週間の勤務時間(所要労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。  
 2) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。  
 得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。  
 常勤換算数は「0.1」「1.0」等「0」を省略せずに記入してください。  
 常勤換算数 =  $\frac{\text{従事者の週間の勤務延長時間(課外は除く)}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき週間の時間数(所要労働時間)}}$   
 ※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。  
 常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。  
 3) 「28 保育士」は、子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

**【論点】 調査事項の変更について、調査目的、調査結果の活用状況及び報告者負担の軽減の観点から、適当か。**

# 3-1 医療施設調査の変更(2)

## 【調査事項の変更】

### 【変更内容②】

【「9月中の外来患者」の「診療時間外に受診した患者の延数」等の削除】  
行政記録情報等<sup>(注)</sup>により把握可能なため、「9月中の外来患者」の「診療時間外に受診した患者の延数」、「手術等の実施状況」の「悪性腫瘍手術の部位別実施件数」を削除〔病院票及び一般診療所票〕

(注) 医療法に基づく病床機能報告や、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき構築された「レセプト情報・特定健診等情報データベース」に蓄積されたレセプトデータ（いずれも毎年把握）

### 【変更内容③】

#### 【「レセプト処理用コンピューターの導入状況」の削除】

平成23年度からの診療報酬明細書（レセプト）の原則電子請求の方針の下、経過措置として、審査支払機関への届出により、紙による請求が認められていた猶予期限（平成27年3月31日）が終了したことを踏まえ、「レセプト処理用コンピューターの導入状況」を削除〔一般診療所票及び歯科診療所票〕

【論点】 調査事項の変更について、調査目的、調査結果の活用状況及び報告者負担の軽減の観点から、適当か。

# 3-2 医療施設調査の変更

## 【調査方法の変更】

### 〔現状〕

前々回調査（平成23年調査）では、従来の郵送調査（紙媒体又はCD-R等電磁的記録媒体）に加え、初めて病院を対象としてオンライン調査<sup>（注1）</sup>を導入。前回調査（平成26年調査）では、更に協力可能とした地域において一般診療所についても試行的にオンライン調査を導入

（注1）政府統計共同利用システムを利用した報告

### 〔変更内容〕



**病院（約8,500施設）に加え、一般診療所（約10万1000施設）及び歯科診療所（約6万9000施設）についてもオンライン調査を全面的に導入。これに伴い、電磁的記録媒体による提出を廃止**

（注2）

静態調査及び動態調査ともにCD-R等による提出を廃止

### 〔論点〕

- ① 前回調査におけるオンライン調査の実施状況を十分検証し、その結果を踏まえたものとなっているか。
- ② オンライン調査の円滑な導入・推進とともに、オンラインによる回収率向上を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。
- ③ 都道府県等経由機関の業務負担の軽減を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。

# 4 前回答申時の課題への対応

前回答申（注）において指摘された「今後の課題」と、課題への対応状況は以下のとおり。

（注）「諮問第62号の答申 医療施設調査の変更について」（平成26年3月24日付け府統委第23号）

## 今後の課題

- **時系列変化の把握に配慮した調査項目の設定**  
本調査の調査項目の見直しに当たっては、変化への対応の要請のみならず、時系列的な把握の重要性についても十分留意して検討すること。
- **病院票に係るオンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上**  
経由機関及び病院に対して、オンライン調査を実施するメリットを十分に説明・周知し、オンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上に努めること。
- **一般診療所及び歯科診療所に係るオンライン調査の本格導入の検討**  
一般診療所を対象とする試行的実施の結果を踏まえ、平成29年調査に向けて、診療所を対象とする調査へオンライン調査の本格導入について検討すること。

## 対応状況：指摘を踏まえ措置予定

- 調査の目的、政策的ニーズ等を踏まえ、基本的には、前回調査と同一の調査事項による時系列的な変化の把握の重要性に留意して調査事項を設定
- 病院に加え、一般診療所及び歯科診療所を対象とする調査においてもオンライン調査を導入また、オンライン調査の利用地域の拡大及び利用率の向上のため、オンライン調査システム利用に係るコールセンターの拡充等を実施

# 1 患者調査の概要

## 調査の目的

医療施設を利用する患者の傷病の状況等の実態を明らかにすることにより、医療行政に必要な基礎資料を得ること。

## 調査の概要

調査の  
沿革

- 昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とし、昭和28年から患者調査として毎年実施
- 昭和59年からは地域別表章が可能となるよう報告者数を増加し、医療施設（静態）調査と同時期に3年周期で実施

調査期  
日

- 【病院入院（奇数※）票、病院外来（奇数※）票、病院（偶数※）票】  
平成29年10月17日～19日のうち指定された1日
- 【一般診療所票、歯科診療所票】  
平成29年10月17、18、20日のうち指定された1日
- 【病院退院票、一般診療所退院票】  
平成29年9月1日～30日

調査範囲  
及び  
報告者数

- 病院  
約6,500施設（母集団約8,500施設）
- 一般診療所  
約6,000施設（母集団約10万1000施設）
- 歯科診療所  
約1,300施設（母集団約6万9000施設）

調査票  
及び  
調査事項

- 【病院入院（奇数）票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、入院年月日、受療の状況、病床の種類、紹介の状況 等
- 【病院外来（奇数）票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、初診・再来の別、受療の状況、紹介の状況 等
- 【病院（偶数）票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、入院・外来の別
- 【一般診療所票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、入院・外来の別、受療の状況、病床の種類、紹介の状況 等
- 【歯科診療所票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、初診・再来の別、傷病名 等
- 【病院退院票及び一般診療所退院票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、入院・退院年月日、受療の状況、手術の有無 等

調査組織

- 厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者（医療施設）  
※調査方法⇒（配布）郵送（回収）郵送、オンライン（政府統計共同利用システム）

結果公表

- 調査実施年の翌年10月に公表

# 2 患者調査結果の活用状況（1）

## 行政施策上の利用

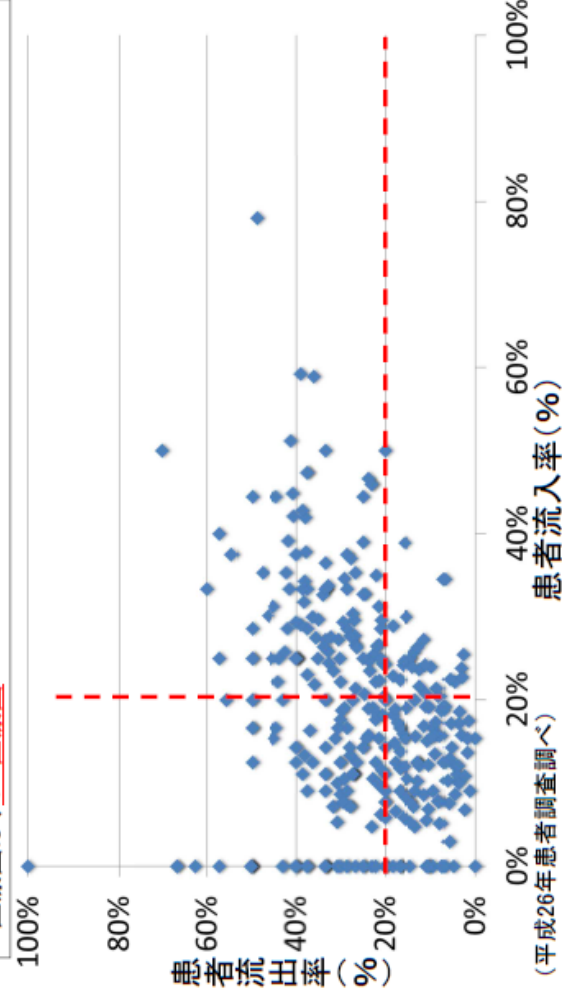
- 「医療計画作成指針」の策定に当たって、本調査結果を基に算出した入院患者の流出率・流入率を、二次医療圏（注）の設定基準の検討のための基礎資料として利用

（注）医療法において、一般の入院に係る医療を提供することが相当である地域的単位（二次医療圏）、特殊な医療を提供する地域的単位（三次医療圏）をそれぞれ定義し、医療計画の中で各圏域を定めることとしている。

二次医療圏の設定・見直しに係る検討において、療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合20%未満かつ推計流出入院患者割合20%以上を参考として利用

### 平成26年度患者調査に基づく医療圏間の流出入の状況

- 医療圏見直しの基準を平成26年患者調査に当てはめると、78医療圏が該当
- このうち、前回の医療計画見直し時においても、医療圏見直しの基準に該当した医療圏は、57医療圏



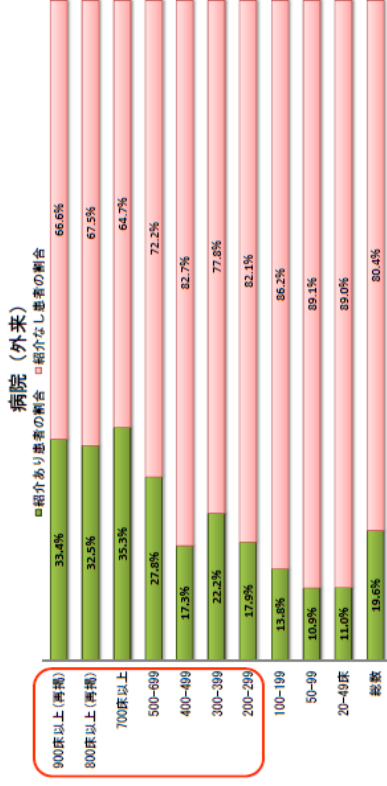
# 2 患者調査結果の活用状況 (2)

## 行政施策上の利用

○ 平成28年度診療報酬改定において、外来医療機能分化(主治医機能の評価、大病院の一般外来の縮小)の推進に当たり、本調査で把握した病院(病床規模別)における外来患者の紹介率を基礎資料として利用

### 病床規模別の紹介率の状況

○ 病床規模が大きくなるほど紹介率は高くなる傾向にあるが、病床数が200床以上の病院に比べて、外来患者総数に占める紹介なしの患者の割合が6割～8割と高い水準にある。

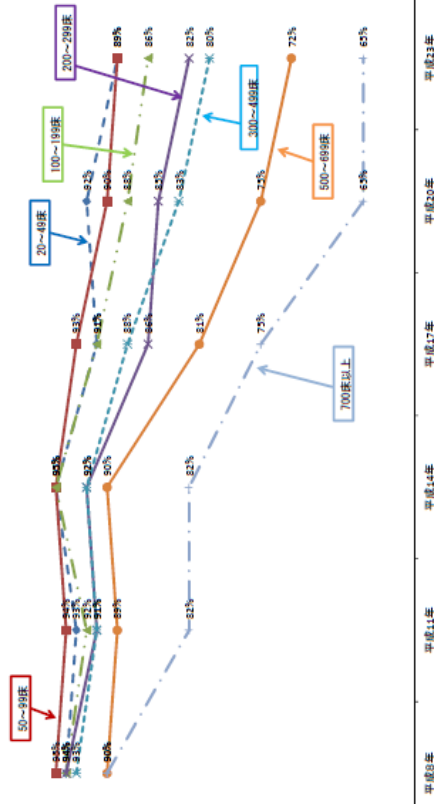


紹介あり患者の割合：外来患者総数のうち、(病院や一般診療所等からの)紹介ありと答えた患者の割合。

(出所)平成23年患者調査、平成25年11月27日中央社会保険医療協議会提出資料2を基に作成。  
注：宮城県、石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値である。

### 紹介なしで外来受診した患者の割合の推移 (病床数別)

○ 500床以上の病院においては、紹介なしで外来受診した患者の割合は減少傾向にあるものの、依然として約7割と高い水準にある。



(注)平成8年～平成23年患者調査を基に作成。  
注：平成23年患者調査については、宮城県、石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

## 地方公共団体における利用

○ 都道府県における二次医療圏設定及び基準病床数算定の際の基礎データとして利用

# 3-1 患者調査の変更

## 【調査事項の変更】

### [変更内容①]

#### 【「副傷病名」の選択肢の変更】

適切な表記となるよう(注)、「慢性腎不全(慢性腎臓病)」を「慢性腎臓病(慢性腎不全等)」に変更〔病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、一般診療所票、病院退院票及び一般診療所退院票〕

(注) 「慢性腎臓病」が一般的な名称となっており、かつ、「慢性腎不全」は「慢性腎臓病」に含まれるとしている。

### [変更内容②]

#### 【「手術の有無」欄の「手術名」等の削除】

行政記録情報等(注)により一定の情報把握可能であることから、「手術の有無」欄の「手術名」及び「受療の状況」欄の「肝疾患の状況」を削除〔病院退院票及び一般診療所退院票〕

(注) 中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織・DPC評価分科会の下で実施している「DPC導入の影響評価に係る調査」結果(毎年把握)など。  
なお、DPC (Diagnosis Procedure Combination (診断と治療・処置の組合せ)) 制度は、急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価制度(診断群分類に基づく1日当たり包括支払い制度) のことであり、平成28年4月現在で1,667病院が対象

【論点】 調査事項の変更につき、調査目的、調査結果の利活用状況及び報告者負担の軽減の観点から、適当か。



# 3-2 患者調査の変更

## 【調査方法の変更】

### 【現状】

前回調査（平成26年調査）では、従来の郵送調査（紙媒体又はCD-R等電磁的記録媒体）に加え、病院のみを対象として初めてオンライン調査<sup>（注）</sup>を導入

（注）政府統計共同利用システムを利用した報告

### 【変更内容】



病院（約6,500施設）に加え、一般診療所（約6,000施設）及び歯科診療所（約1,300施設）についてもオンライン調査を全面的に導入

（注）CD-R等による提出は引き続き実施

### 【論点】

- ① 前回調査におけるオンライン調査の実施状況を十分検証し、その結果を踏まえたものとなっているか。
- ② オンライン調査の円滑な導入・推進とともに、オンラインによる回収率向上を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。
- ③ 都道府県等経由機関の業務負担の軽減を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。

## 4 前回答申時の課題への対応

前回答申（注）において指摘された「今後の課題」と、課題への対応状況は以下のとおり  
（注）「諮問第63号の答申 患者調査の変更について」（平成26年3月24日付け府統委第24号）

### 今後の課題

#### ○ 診療所を対象とする調査へのオンライン調査導入の検討

平成26年調査における病院を対象とする調査でのオンライン調査の実施結果の分析や経由機関及び医療機関を対象としたアンケート調査の実施等を通じて、経由機関における調査関係業務の負担の状況、オンライン調査を実施する上での課題や問題点、効果等について十分な実態把握を行うとともに、その対策を十分に検討すること。

この結果を踏まえて、平成29年調査に向けて、診療所を対象とする調査へオンライン調査を導入することを検討すること。



### 対応状況：指摘を踏まえ措置予定

- 病院に加え、一般診療所及び歯科診療所を対象とする調査においてもオンライン調査を導入  
また、都道府県等経由機関の負担軽減のため、オンライン調査システム利用に係るコールセンターの拡充等を実施